

2015 年 9 月 18 日

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

中国企業買収にあたっての中国企業特有の問題点について
北京オフィス顧問 李 彬/弁護士 唐沢 晃平

II 中国法令アップデート

- 国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」の印刷配布に関する通知
- 住宅都市農村建設部等の部門による不動産市場の外資参入及び管理の関連政策の調整に関する通知
- 食品生産許可管理弁法
- 食品経営許可管理弁法
- 国務院弁公庁による国務院 2015 年立法作業計画の印刷配布に関する通知
- 中華人民共和国刑法修正案(九)
- 全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国科学技術成果轉化促進法」の改正に関する決定
- 中華人民共和国大気汚染防止法
- 商務部による「ダンピング及びダンピングマージンに関する期間再審査規則(意見募集稿)」の公開意見募集
- 商務部による「アンチダンピングに関する質問状調査規則(意見募集稿)」の公開意見募集
- 商務部による「アンチダンピング及び反補助金の公聴会規則(意見募集稿)」の公開意見募集
- 商務部による自由貿易試験区の革新的発展への支持に関する意見

III 中国万感

～中国式月餅の食し方～

弁護士 若林 耕

I 中国相談室

北京オフィス顧問 李 彬

弁護士 唐沢 晃平

中国企業買収にあたっての中国企業特有の問題点について

Q: 中国事業への投資として、ある中国企業の買収を考えています。そこで、中国企業の買収の際に見られる中国特有の問題点について教えてください。

A:

企業を買収するにあたって、より正確かつ妥当な投資判断・経営判断を行うためには、法律的側面から、対象企業の概要、資産、労務、取引関係、知的財産権、許認可、債権債務、資金調達等を全般に把握する必要があります。その情報収集の手段として、通常の場合は、対象企業に対する法務デューデリジェンス(以下、「法務DD」という。)が実施されますが、各国及び地域ごとに制度や背景事情が異なることから、対象企業によく見られる問題点というのも各国及び地域に応じて一定の傾向が見られるものです。この点、中国企業については、他の国及び地域の企業に見られる一般的な問題点に加え、中国独自の事情を反映し、他国の企業には見られない中国企業特有の問題点や、中国企業に特によく見られる問題点というものがあります。以下は、筆者の中国企業に対する法務DDの経験に基づき、中国企業に特有の、または中国企業に特によく見られる問題点をいくつか紹介します。

1. 土地関係について

外国企業による中国への投資において、ある中国企業が既に保有している不動産をそのまま利用できるということは、当該中国企業を買収するメリットの1つといえます。しかし、法務DDの観点からいうと、中国の土地制度が非常に特殊なものであり、また制度運用上の混乱も見られることから、中国企業の保有する土地関係については特に頻繁に問題が発見されるため注意が必要です。

① 土地の用途や土地所有権の取得方法に関する問題点

中国の土地制度は日本の土地制度とは大きく異なっており、中国の土地はすべて「全人民の所有」とされ、私有が認められていません。中国の土地制度上、都市の土地は国有、農村の土地は農民の集団所有とされています。また、土地の用途も厳格に区別されており、通常、国有の土地は建設用地として企業の事業活動などに使用され、農村の集団所有にかかる土地は農業用地として農民の住宅、農業生産等に使用されます。農業用地を建設用地に変更するためには政府の許可が必須とされていますが、この手続は簡単に行えるものではありません。よって、通常は企業が事業活動のための土地を確保するためには、法定の手続を履践して、国に一定の金額を支払い、一定期間の国有土地(建設用地)にかかる使用権を取得する必要があります。

しかし、中国においては、特に地方政府による土地制度の濫用が横行しており、一部の中国企業においては、農業用地にかかる土地所有権を取得し、その上で事業活動を行っているというようなケースも見受けられます。そのような場合、かかる土地所有権は建設用地にかかるものではない

ため、例えば当該地方政府より上級の政府機関によって土地使用者にかかる取締が強化されたような場合には、その中国企業が当該土地の使用を継続できなくなってしまうリスクがあります。

また、国有土地使用者の取得方法に関する問題点もよく見られます。中国の国有土地使用者の取得方法は 2 つあり、1 つは「払下げ」といい、土地使用者が国家に払下金を支払って、国より一定期間の土地使用者を取得する方法です。もう 1 つは「割当て」といい、国家機関の用地や都市インフラ等の公益的な性質を有する用途のために、政府が土地使用者に無償で土地を引渡し使用させる方法です。投資対象たる中国企業の有する土地使用者が払下げの方法で取得されたものであれば、通常は問題ありません。しかし、投資対象たる中国企業が国有企業や元国有企業などであり、歴史的な経緯があつて割当ての方法で取得した土地使用者に基づき土地を用いているような場合については注意が必要です。割当土地使用者についてはその公益的な性質から様々な制限があるため、中国企業買収後、政府の土地管理部門において、土地の使用の継続のために払下金の支払などを行うことを要求される可能性があるためです。

②土地使用者と公共の利益の衝突に関する問題点

上記のとおり、中国の土地は私有することができない「全人民の所有」にかかるものであるため、公共の利益のためであれば、政府が一定の補償を支払えば、土地使用者の期間内であつたとしても当該土地使用者を収用することが可能とされています。従つて、投資対象たる中国企業が投資実行の段階で土地使用者を適法に保有していることが確認できた場合であっても、政府によってその土地使用者を収用されてしまうリスクがどの程度あるか、事前に都市計画を確認するなどして把握しておくことが必要となります。

上記においては、中国企業の土地使用者に関する典型的な問題をいくつか挙げましたが、中国企業の土地の使用関係に関して見られる問題点は上記の限りではありません。中国の土地制度の特殊性及び特に中国の地方における土地制度運用上の問題から、中国企業を買収する際にはその土地の使用関係については特に注意を払わなければならないといえます。

2. 労働関係について

中国企業に対する法務 DD においては、残業代の未払い又は支払不足、社会保険の未加入又は保険料の納付不足など、労働関係に関する問題も頻繁に発見されます。企業としてのコンプライアンス意識が薄弱であること、関連する法制度が不完全であること等が主な原因です。

法令に従つた残業代が支払われていないというのは、中国企業において非常によく見られる問題です。完全に残業代を支払っていない企業もあれば、残業代の計算方法の間違いから支払金額が法定の金額に達していない企業もあります。

中国の労働法規によれば、従業員に残業をさせた場合、使用者は従業員に対して通常の時間給の 150%～300%の割増賃金を支払うべき義務を負います。中国企業の中でも、特に製造業企業及びハイテク企業については、事業の特殊性から、従業員に残業をさせることが多い傾向にあります。また、中国企業の中でも特に地方の企業については、法定の残業代を支払っていないケースが多く見られます。法務 DD を経て、莫大な額の残業代が未払いとなっていることが判明することも珍しくありません。

そのほか、社会保険料の未加入や納付不足などもよく見られる問題です。中国では、企業従業員に対する社会保険としての養老保険、医療保険、労災保険、出産保険及び失業保険(いわゆる「五險」)と、住宅積立金制度(従業員が将来住宅を購入したり改築・改修したりするための費用を毎月積み立てる制度)が社会保障制度として全国的に実施されており、企業はその従業員の社

会保険料及び住宅積立金の一部を負担する義務を負っています。しかし、中国においては、多くの企業において、制度に対する理解不足等の原因により、かかる社会保障に関する義務が十分に履行されていないというのが現状です。かかる義務の不履行は、法令違反として当局より処罰される可能性があるのみならず、追加納付すべき金額が莫大な額となることもあるため、中国企業を買収する際には必ず注意を払うべき問題といえます。

3. 許認可関係について

中国において企業を設立して事業を行うためには、政府の工商部門において会社の工商登記手続を行い、営業許可証を取得する必要がある、設立された企業は営業許可証に記載された経営範囲内において事業を行うことになります。しかし、一定の事業を展開するためには、工商登記の事前又は事後に、特別な許認可を取得する必要がある場合があります。例えば、食品、化粧品などの生産に従事するのであれば、品質技術監督部門、環境保護部門等の許認可を取得する必要があり、インターネットゲームの運営に従事するのであれば電気通信部門、文化部門等の許認可を取得する必要がある、といった具合です。

これらの許認可の手続は比較的煩雑であり、一部の許認可についてはその取得要件が高く設定されているといったこともあり、中国企業に対する法務 DD を経て、必要な許認可を取得しないまま事業展開を行っていたことが判明するということもよくあります。その場合、当該中国企業は当局によって罰金や営業停止といった行政処分を受ける可能性があるほか、場合によっては違法経営罪といった刑事罰を科される可能性もあります。従って、中国企業へ投資する際には、当該中国企業がその展開している全ての事業について必要な許認可を取得しているか否かにつき確認することが重要です。

4. まとめ

企業はそれぞれが特有の問題を抱えているのが常であることから、投資を行う場合には投資対象たる企業について、法務 DD 等の手段を通して法務リスクの有無をしっかりと調査する必要性があるという点は、世界中で共通の常識となりつつあります。

その中でも、今回上述した各問題点は、筆者の経験上、中国企業に対する法務 DD を行う中でよく見られる問題点です。中国企業への投資を行う際には、これらの問題について特に注意を払う必要があると思われます。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 中川 裕茂

弁護士 若 林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横 井 傑

弁護士 唐沢 晃平

北京オフィス顧問 李 彬

上海オフィス顧問 繆 媛媛

上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

＜外貨クロスボーダープーリング＞

国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」の印刷配布に関する通知

[ポイント] 国家外貨管理局は、2014 年 4 月 18 日付けで「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」(23 号通知)を公布し、中国国内の企業を幹事企業とすることで、中国域外(国外及び香港、マカオ及び台湾)との自由な資金融通、集中決済・ネットティング等を行うことが可能とされている。本通知(36 号通知)は、23 号通知を一部変更するものであり、23 号通知は本通知の公布とともに廃止された。23 号通知からの変更点としては、「外債比例自律管理の導入」(外貨のクロスボーダープーリングを通じて調達できる外債額の新しい計算式の選択的導入)、資金使途範囲の拡大等が挙げられる。

2015 年 8 月 5 日公布、同日施行(匯発[2015]36 号)

[原文] [国家外汇管理局关于印发《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》的通知](#)

＜外資不動産市場参入規制＞

住宅都市農村建設部等の部門による不動産市場の外資参入及び管理の関連政策の調整に関する通知

[ポイント] 中国では、外国からのホットマネーの流入による不動産への投機的な投資を規制するため、2006 年に「不動産市場の外資参入及び管理の規範化に関する意見」(建住房[2006]171 号)が公布・施行され、外国企業・外国人が中国で不動産を購入するための条件(例:中国における業務・学習期間の条件等)が設定されていた。本通知は、主として、当該条件設定を取り消すものである。但し、地方によって個別に条件設定等の制限規定が存在する場合には、当該制限規定は引き続き適用されることになるので、地方性法規の確認は必要である。

2015 年 8 月 19 日公布(建房[2015]122 号)

[原文] [住房和城乡建设部等部门关于调整房地产市场外资准入和管理有关政策的通知](#)

＜食品安全＞

食品生産許可管理弁法

[ポイント] 本弁法は、「食品安全法」等に基づき制定された。中国国内で、食品生産活動を行うには、本弁法に基づき「食品生産許可」を取得しなければならない。「食品生産許可」において許可される経営項目は 31 項目に分類されている。

2015 年 8 月 31 日公布、2015 年 10 月 1 日施行(国家食品薬品監督管理総局令第 16 号)

[原文] [食品生产许可管理办法](#)

食品経営許可管理弁法

[ポイント] 本弁法は、「食品安全法」等に基づき制定された。中国国内で、食品販売及び飲食サービスを行うには、本弁法に基づき「食品経営許可」を取得しなければならない(従前は、食品販

売と飲食サービスでは別の許可が必要とされていたが、「食品経営許可」に統一された。。「食品経営許可」において許可される経営項目は 10 項目に分類されている。

2015 年 8 月 31 日公布、2015 年 10 月 1 日施行(国家食品薬品監督管理総局令第 17 号)

[原文] 食品经营许可证管理办法

＜立法＞

国务院弁公庁による国务院 2015 年立法作業計画の印刷配布に関する通知

[ポイント] 国务院の立法計画を示すもので、①年内に完了目標、②準備中、③研究中の 3 段階に現在作業中の法令が分類されている。①年内に完了を目標としているものには、上場会社監督管理条例、融資担保会社管理条例及び質屋業管理条例の制定や、反テロリズム法、国外非政府組織管理法、改正証券法、インターネット安全法等の審議が含まれている。②準備中の事項には、保険法、反不正競争法、専利法、著作権法等の改正、非預金類貸付組織条例(中国版貸金業法)、外国人在中国工作管理条例、安全清算法实施条例等の制定が含まれている。重要な法令の制定・改正が予定されており、今後も立法の動向に注目が必要である。

2015 年 4 月 13 日公布(国弁発[2015]28 号)

[原文] 国务院办公厅关于印发国务院 2015 年立法工作计划的通知

＜刑法＞

中華人民共和国刑法修正案(九)

[ポイント] 2011 年 5 月改正から 4 年半ぶりの刑法改正であり、①死刑の対象となる罪名の減少(55→46)、②汚職・贈収賄の厳罰化、③近年特に社会的に問題とされている行為の犯罪化(例えば偽造・変造した身分証明書類の使用、国家試験でのカンニング・替え玉受験、捏造した事実による訴訟提起等)、④法人処罰規定の増加(判決等の執行拒絶、不正アクセス、インターネットを通じた情報漏洩等)が主要な改正点として挙げられるほか、自動車の危険運転行為の厳罰化、婦女子等の弱者保護の強化、反テロの強化、行政機関による法執行・法廷秩序保護の強化等が行われている。

2015 年 8 月 29 日公布、同年 11 月 1 日施行(中華人民共和国主席令第 30 号)

[原文] 中华人民共和国刑法修正案(九)

＜知的財産＞

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国科学技術成果轉化促進法」の改正に関する決定

[ポイント] 本法は、1996 年の施行以来 20 年近く経ち、特許法等他の法令との整合性がとれなくなっていたが、今回の改正ではこれを修正し、また未だ十分ではない技術移転を促進する各種規定を設けた。特に職務発明制度との関係では、科学技術成果を完成させた職員の報酬等について、職員と団体との間の合意に基づき定められるよう修正され、特許法等との整合が図られた点が注目される。

2015 年 8 月 29 日公布、2015 年 10 月 1 日施行(主席令第 32 号)

[原文] 全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国促进科技成果转化法》的决定

＜環境＞

中華人民共和国大氣污染防治法

[ポイント] 本法は、大氣污染防治法の 2000 年の改正以来の久々の大改正であって、3 回にわたる審議を経て、条文数も 7 章 66 条から 8 章 129 条へ大幅に増大した。本法においては、自動車の燃料規制の厳格化、罰則の厳格化等により、より厳格な規制をしいた一方で、近年注目されている環境行政公益訴訟制度等は採用されておらず、従来の行政による管理の方向性を踏襲したといえる。なお、意見募集稿段階で規定されていた車両通行規制等に関する地方政府への授權条項が削除され、地方性法規として実施するものとして整理された点も話題となった。

2015 年 8 月 29 日公布、2016 年 1 月 1 日施行(主席令第 31 号)

[原文] [中华人民共和国大气污染防治法](#)

<通商>

商務部による「ダンピング及びダンピングマージンに関する期間再審査規則(意見募集稿)」の公開意見募集

[ポイント] アンチダンピングの最終措置から 12 ヶ月が経過した後に、AD 課税を継続することの必要性について再審査を求めることができるが(AD 協定 11.2)、かかる手続きについてこれまで定めていた 2002 年公布の「ダンピング及びダンピングマージン期間再審査暫定規則」を実質的に改正する法令のパブコメ版である。例えば、商務部が自発的に再審査を行うことができること、再審査決定前に利害関係者や国に対して事前通知を行うことなどが新たに定められている。

(意見募集期間:2015 年 8 月 25 日から 2015 年 9 月 25 日)(商務部)

[原文] [商务部关于《倾销和倾销幅度期间复审规则（征求意见稿）》公开征求意见](#)

商務部による「アンチダンピングに関する質問状調査規則(意見募集稿)」の公開意見募集

[ポイント] アンチダンピング調査における利害関係者に対する質問状についてこれまで定めていた、2002 年公布の「アンチダンピング質問状調査暫定規則」を実質的に改正する法令のパブコメ版である。応訴登記をせずとも利害関係者が質問状を取得できること(なお、商務部ウェブサイトでの開示も実務上行われつつある)、提出期限は本来のデッドラインが法定休日に該当する場合には順延となること等が明記されている。

(意見募集期間:2015 年 8 月 25 日から 2015 年 9 月 25 日)(商務部)

[原文] [商务部关于《反倾销问卷调查规则（征求意见稿）》公开征求意见](#)

商務部による「アンチダンピング及び反補助金の公聴会規則(意見募集稿)」の公開意見募集

[ポイント] アンチダンピング調査で行われる公聴会についてこれまで定めていた 2002 年の「アンチダンピング調査公聴会規則」を実質的に改正する法令のパブコメ版である。アンチダンピング調査のみならず反補助金調査も含むこと、仮決定後の公聴会については仮決定公告後 30 日以内に申請を行うべきこと、公聴会主催者の忌避が可能であること等が新たに定められている。

(意見募集期間:2015 年 8 月 25 日から 2015 年 9 月 25 日)(商務部)

[原文] [商务部关于《反倾销和反补贴调查听证会规则（征求意见稿）》公开征求意见](#)

<自由貿易試験区>

商務部による自由貿易試験区の革新的発展への支持に関する意見

[ポイント] 中国では現在のところ、天津市、上海市、福建省、広東省に自由貿易試験区が設置されているが、商務部による本意見は、自由貿易試験区の発展、向上を目的として公布された。具体的には、自由貿易試験区内の貿易取引のレベル向上、投資面の規制緩和(リース、直販、ガソリンスタンド経営等)、市場競争環境の整備等についての方向性が示されている。

2015 年 8 月 25 日公布(商資発[2015]313 号)

[原文] [商务部关于支持自由贸易试验区创新发展的意见](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



中国万感



【中国式月餅の食し方】

弁護士 若林 耕

中国では、9月27日(日)に「中秋節」が近づいている。旧暦8月15日の中秋節は、春節、元宵節、端午節と並び、中国の四大伝統祭りと呼ばれている。中秋節の夜は、家族で月見を楽しむ。一般的に、一家団欒の食事を済ませてから、庭にテーブルを置いて、月餅やザクロ、スイカ等の円形の果物を並べる。最近では、マンション住まいの人たちは、ベランダ等で月見をすることもある。また、レストランで家族団欒の食卓を囲んだり、車で郊外に出かけて空気の澄んだ景勝地で月見を楽しむ家族も増えているようだ。

日本では、「中秋節」と聞くと「月餅」を思い浮かべる人が多いかもしれない。実は、筆者にとっては、「月餅」とは一人で食べるには甘すぎて、大き過ぎる中国のお菓子というイメージでしかなかったのだが、月餅とは本来は、家族の人数で均等に切り分けて食べるものだそう。なるほど、「月餅」に対する単なるお菓子的なイメージが家族団欒の和やかなイメージに大きく転換した。

最近では、「月餅」に代わるようなアイスクリーム等の商品も開発されているようであるが、やはり中国では古くから慣れ親しんだ蓮の実や卵黄等の定番の具材が人気らしい。今年は同僚から、早速蓮の実の月餅をいただいた。今までは一人では食べきれず残していた月餅だが、今年は一つ中国式に食してみようか。

中秋節快樂！

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟	唐沢 晃平
楽 楽	李 彬	繆 媛媛
屠 錦寧	安 然	鄧 翌雲
呉 曉青		

CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京オフィス

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>

名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

北京オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵便番号 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

上海オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階
郵便番号 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza
Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A
39 Le Duan Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3822-0724(代表)
Email: vietnam@amt-law.com

ジャカルタデスク

(ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)

The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190, Indonesia
Tel: +62-21-2978-3888(代表)
Email: jakarta@amt-law.com